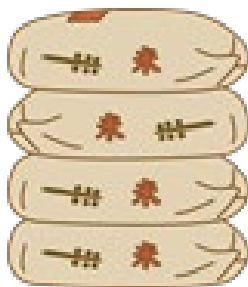


コメの農産物検査



農林水産省
農産局穀物課

コメの農産物検査について

- 農産物検査は「農産物検査法」に基づき、民間の登録検査機関が実施している検査で、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としています。

(農産物検査を活用したコメ流通の例)



○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

○ 検査の内容

- ① 品位等検査：種類（もみ、玄米、精米）、銘柄、品位（等級）、量目、荷造り、包装
- ② 成分検査：たんぱく質、アミロース

(検査証明書の例)

検 査 証 明 書		
令和○年産	種類 水稻うるち玄米	
銘柄 ○○県産○○ヒカリ		
正味重量規格 ○○kg	等級又は品位の測定結果	
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。		
○○登録検査機関 ○年○月○日		

検 査 証 明 書									
令和○年産		種類 水稻うるち玄米							
銘柄 ○○県産○○ヒカリ									
正味重量規格 30kg					等級又は品位の測定結果				
容積重	白米熟粒	水分	死米	胴割粒	碎米	着色粒	異種穀粒	異物	
820g/L	15%	13.9%	2%	2%	2%	0.2%	基準値超	基準値以下	
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。									
○○登録検査機関 ○年○月○日									

※ 包装容器又は票せんに表示する検査証明及び交付する検査証明書に表示する検査証明について、照会コード（QRコード、バーコード、RFID等）を付すことにより、電子化した特定の事項の表示・記載を省略できます。

農産物検査の流れ

(国内産水稲うるち玄米の例)

包装検査

規程の材料であるかどうか、検査の荷役に耐えられるかどうかを確認します。

量目（重さ）検査

正味重量を計量します。



品位検査

被害粒の混入程度や水分等を確認します。



穀粒判別器等による機械鑑定も実施



(穀粒判別器の例)

銘柄検査

水稲うるち玄米の銘柄の検査は、都道府県ごとに設定されている「産地品種銘柄」及び全国共通の「品種銘柄」について、

- ① 農業者等から提出される種子の購入記録
 - ② 栽培記録等の書類
- により審査します。

※ この方法に加えて、登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせることも可能です。

検査証明発行

農産物検査の規格の見直しについて

農産物検査規格が農産物流通や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ（令和3年5月）等に基づき以下の見直しを行いました。

1

サンプリング方法の見直し

検査コスト低減に向け、サンプリング方法を簡素化した。
（令和3年産米の検査から適用）

2

農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とした。（令和3年産米から適用）

3

荷造り・包装規格の見直しについて

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定した。（令和4年産米から適用）

4

銘柄の検査方法等の見直し

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直した。
また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直した。（令和4年産米から適用）

5

機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定した。
（令和4年産米の検査から適用）

6

スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することとし、「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立した。
（令和5年産米からの実現を目指し検討中）

7

AI画像解析等による 次世代穀粒判別器の開発 【事業年度R3～R7】

8

農産物検査を要件とする 補助金・食品表示制度の 見直し【R2措置】

